

JQ CARDの年会費は、会員特約第5条をご確認ください。

2025年12月9日改定

## JQ CARD会員特約

### 第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「JQ CARD」といいます。)の会員に対し、九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」といいます。)が定める「JRキューポ利用規約」(以下「ポイント規約」といいます。)および三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が定める「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規約または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規約または会員規約の定義によるものとします。

### 第2条(JQ CARDの名称と入会方法)

1. JQ CARDは、三菱UFJニコスとJR九州との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
  - JQ CARD VISA
  - JQ CARD Mastercard
  - JQ CARD GOLD VISA
2. 入会申込者は、本特約、ポイント規約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびJR九州(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者がJQ CARDの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)とJR九州の会員資格(以下「JR九州会員資格」といいます。)とを有するものとします。
4. 三菱UFJニコスは会員に、JQ CARDを貸与いたします。

### 第3条(会員資格取消等)

1. 会員にJR九州の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等JR九州会員資格を有するに不適当であると認められた場合、JR九州は、何らの通知、催告を要しないで当該会員のJR九州会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員がJR九州会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然にJR九州会員資格を喪失するものとします。
2. 会員がJR九州会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、JR九州会員資格も当然に喪失するものとします。

4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、JR九州または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちにJQ CARDを三菱UFJニコスに返却し、またはJQ CARDに切り込みを入れて破棄するものとします。

#### 第4条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、JR九州およびJR九州のグループ会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、JR九州所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、JRキューポサービスについてはポイント規約によるものとします。

#### 第5条(年会費)

JQ CARDの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	JQ CARD GOLD	JQ CARD
本人会員	8,800円	1,375円 <sup>*1</sup>
家族会員	1名様は無料。 2名様以上の場合、2人目より 1名様につき 440円 <sup>*2</sup>	1名様につき 440円 <sup>*1*2</sup>

\*1 JQ CARDの場合、入会初年度の年会費は無料とします。また、2年目以降の年会費については、本人会員・家族会員のいずれかの方が、ショッピング利用代金の所定の集計期間中に、一度でもJQ CARDによりショッピング利用をした場合、本人会員・家族会員ともに無料とします。

\*2 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。

なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

#### <JQ CARDの年会費無料条件>

年会費		集計期間	集計期間の参考例 (2014年10月1日 入会の場合)
初年度	無料	—	—
2年目	集計期間 中に一度 でも利用 をした場 合は無料	入会日 ～ 当年度年会費請求月 <sup>*3</sup> の前月15日迄	2014年10月1日 ～ 2015年11月15日 (年会費請求月 <sup>*3</sup> は 2015年12月)
3年目 以降		前年度年会費請求月の 前月16日 ～ 当年度年会費請求月の 前月15日迄	2015年11月16日 ～ 2016年11月15日 (年会費請求月は 2016年12月)

入会日はカード送付時の台紙に記載しています。

所定の集計期間内に三菱UFJニコスに到着した売上票または売上データが対象となります。

\*3 2013年10月15日までに入会した会員の年会費請求月は、入会日が1日から15日の場合は入会月の翌月、16日から末日の場合は入会月の2ヵ月後となります。

また、2013年10月16日以降に入会した会員の年会費請求月は、入会日が1日から15日の場合は入会月の2ヵ月後、16日から末日の場合は入会月の3ヵ月後となります。

## 第6条(家族会員に関する取扱い)

本規約等の定めにかかわらず、両者は当面の間、家族会員としてJQ CARDの発行は行わないものとします。なお、両者が家族会員としてJQ CARDの発行を行った場合は、本規約等が適用されるものとします。

2025年12月9日改定

# JQ CARD「個人情報の取扱いに関する特約」

## 第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはJQ CARD会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

## 第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

1. JQ CARDの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに届出いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス等、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」といいます。)

住 所:〒812-8566

福岡県福岡市博多区博多駅前 3-25-21

電 話 番 号:0570-097-888

利 用 目 的:①JR九州Web会員サービスの提供ならびに案内。

②JR九州の事業における市場調査、商品開発。

③JR九州の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

④JQ CARDの機能・付帯サービス提供。

2. 会員等は、提携先が前項において取得した個人情報を保護措置を講じたうえで、提携先のグループ会社(以下「グループ会社」といいます。)および株式会社阪急阪神百貨店(以下「阪急阪神百貨店」といいます。)に提供し、グループ会社または阪急阪神百貨店が下記の目的のために利用することに同意するものとします。なお、本項にもとづく個人情報の管理責任者は提携先となります。グループ会社の企業名称、事業内容等はホームページ(<https://www.jrkyushu.co.jp/profile/works/group.jsp>)をご確認ください。

グループ会社での利用目的:

- ①グループ会社の事業における市場調査、商品開発。
- ②グループ会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。
- ③JQ CARDの機能・付帯サービス提供。

阪急阪神百貨店での利用目的:

- ①阪急阪神百貨店の事業における市場調査、商品開発。
- ②阪急阪神百貨店の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。
- ③JQ CARDの機能・付帯サービス提供。

3. 会員等は、オートチャージサービスの利用契約を申込むために申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所等の個人情報を提携先が別途定める「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」に従い提携先が管理することに同意するものとします。

### 第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条1.の利用目的①②③および前条2.の利用目的①②に定める市場調査、商品開発、宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

## JRキュー♪利用規約(抜粋版)

### 第1条 本規約の目的

本規約は、九州旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が、次の各号に定めるサービスの利用者(以下「利用者」といいます。)に対して提供するポイント(以下「JRキュー♪」といいます。)の内容及び適用条件などに関する基本的事項を定めたものです。

- (1)当社が、「JR九州Web会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者

- (2)当社が、「JR九州インターネット列車予約サービス利用規約」などに基づいて提供するJR九州インターネット列車予約サービスの利用者
- (3)当社及び当社が提携するクレジットカード会社が、会員規約などに基づいて発行する「JQ CARD」の利用者
- (4)当社が、「ICカード乗車券取扱規則」などに基づいて発行するICカード乗車券「SUGOCA」の利用者
- (5)当社が、「JRキューポアプリ会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者
- (6)当社が、「JR九州エクスプレス予約サービス会員規約」または「スマートEXサービス会員規約」などに基づいて提供するサービス(以下「EXサービス」といいます。)の利用者
- (7)当社が定めるその他の利用者

## 第2条 適用範囲

JRキューポのサービス内容などについては、本規約の定めるものによります。

2. 利用者は、本規約ならびに第1条の(1)から(6)の規約・規則などに定めていない事項については、当社、当社グループ会社、当社が提携する企業がJRキューポの利用に対して別途定める規約、特約、規則及び規定など(以下、「利用規約など」といいます。)に従うものとします。

## 第3条 用語の定義

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1)「JRキューポ」とは、本規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2)「ボーナスポイント」とは、通常付与されるポイント以外に、当社が定める特別の条件下で付与されるポイントをいいます。
- (3)「ポイントチャージ」とは、SUGOCA用の自動券売機で、JRキューポを使用して、SUGOCAのSF(ストアードフェアカードの機能によりSUGOCAに記録される金銭的価値をいいます。)にチャージすることをいいます。
- (4)「ポイントセンター」とは、利用者へのJRキューポの付与、管理を行うシステムセンターをいいます。
- (5)「加盟店」とは、所定の手続きにより当社が認めた、JRキューポアプリの会員証機能及びクーポン機能などをを利用して提供するサービスを利用して商品など(役務またはサービスを含みます。)を販売する者をいいます。

## 第4条 ポイントの付与

当社は、利用者に対して、次の各号に定めるJRキューポを付与します。

- (1)JR九州インターネット列車予約サービスの利用金額などに応じた付与
- (2)JQ CARDによるカードショッピングのご利用金額などに応じた付与
- (3)当社が指定するJRキューポ付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネー利用に応じた付与
- (4)JRキューポアプリの利用金額などに応じた付与
- (5)当社が指定するJRキューポ付与の対象となるEXサービスの利用金額などに応じた付与

- (6)利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などに基づいた付与
- (7)その他当社が別途定める方法により付与
- 2.当社はJRキーポ付与対象サービスの利用取消しを行った場合は、JRキーポは付与しません。当社が当該利用に対してすでにJRキーポを付与している場合は、後日JRキーポの減算処理を行う場合があります。
- 3.付与されたJRキーポの換金、または第三者への譲渡などはできません。

## 第5条 ポイントの効力

JRキーポは、ポイントセンターで付与処理が完了した時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。なお、第4条第1項の各号に定めるポイントごとに、付与日が異なる場合があります。

2. JRキーポは、原則として付与された日から2年後の月末まで有効です。
3. 前項の定めによらず、JRキーポの有効期限は提供するサービスやキャンペーン等によって異なることがあります。
4. 有効期限を過ぎたJRキーポは自動的に失効します。
5. 利用者が、本規約および第1条各号に記載される各サービスの規約などに違反した場合、利用者に付与されているJRキーポは失効します。

## 第6条 ポイントの照会・合算

利用者は、JRキーポの付与日、付与状況、残高、交換状況、失効予定などについて、当社指定の方法に基づいて照会することができます。

2. JR九州Web会員に登録した利用者は、当社サイト、JR九州アプリ及びJRキーポアプリから当社所定の手続きにより、利用者本人名義のJQ CARD及び記名式SUGOCAを、各々最大5枚まで登録することにより、第4条第1項の各号に基づいて付与するJRキーポの合算、照会が行えます。
3. 利用者が、JR九州Web会員サービスを退会した場合には、インターネット列車予約サービス及びJRキーポアプリなどの利用に基づいて付与されたポイントはすべて失効し、また利用者本人名義のJQ CARD及び記名式SUGOCAの利用に基づいて付与されたJRキーポは各々のJQ CARD及び記名式SUGOCAごとに個別に管理されるようになります。
4. 利用者が、本条第2項で定めるJRキーポの合算のための登録を解除した場合には、利用者本人名義のJQ CARD及び記名式SUGOCAの利用に基づいて付与されたJRキーポは各々のJQ CARDまたは記名式SUGOCAごとに個別に管理されるようになります。
5. 利用者が、本条第2項で定めるJRキーポの合算のための登録をした状態であっても、JQ CARDまたは記名式SUGOCAを解約した場合には、各々のJQ CARDまたは記名式SUGOCAの利用に基づいて付与されたJRキーポは失効いたします。

## 第7条 ポイントの交換

利用者は、付与されたJRキーポを当社指定の手続きにより、当社が指定する商品・サービスと交換することができます。

2. 前項に定める手続きによって一旦交換したJRキュー**ポ**は、その交換を取消すことはできません。なお、交換により取得するJRキュー**ポ**は、Web会員サービス、または交換時に用いた各々のJQ CARDまたはSUGOCAへ個別に付与されます。
3. 交換した商品・サービスの換金、または第三者への譲渡、販売はできません。
4. 交換した商品・サービス、もしくはこれらに関する通知または送付書類などのお届け先は、原則として利用者が当社所定の手続きによって指定した当社に届け出られている自宅住所とし、それ以外の場所をお届け先として指定することはできません。
5. 前項の定めるところにより、当社に届けられている事項に関する変更の届出がないために、商品・サービスなどが延着または不着となった場合であっても、通常到着すべきときに利用者に到着したものとみなします。
6. JRキュー**ポ**を商品・サービスに交換した後に、JR九州インターネット列車予約、JQ CARDのカードショッピング、当社が指定するJRキュー**ポ**付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネー利用など、JRキュー**ポ**付与のもととなった取引の一部、または全部を取消した場合、交換したJRキュー**ポ**に相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。

## 第8条 ポイントのSUGOCAチャージ

- 利用者は、第6条第2項で規定するJRキュー**ポ**の合算対象として予め登録したSUGOCAのSF、または利用者のうちJQ CARD会員が当社が別に定めるSUGOCAオートチャージ取扱規則第4条に基づき、オートチャージサービス利用契約を締結した当該オートチャージSUGOCAのSFに、JRキュー**ポ**をポイントチャージすることができます。なおポイントチャージの取扱はポイントチャージ機能付自動券売機に限ります。
2. ポイントチャージ機能付自動券売機では、前項の規定によらず、利用者が保有するSUGOCAへの現金チャージと同時に自動でポイントチャージを行うことができます。
  3. JRキュー**ポ**をSFにポイントチャージする場合は、1ポイント1円として換算し、100円、200円、300円、400円、500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円のいずれかの金額をチャージすることができます。ただし、1枚あたりのSF残額は20,000円を超えることはできません。
  4. 一度SUGOCAのSFにポイントチャージしたJRキュー**ポ**は、再びJRキュー**ポ**に戻すことはできません。
  5. ポイントチャージ後のSFの取扱いについては、当社のICカード乗車券取扱規則などに従うものとします。
  6. 当社は、交換したSFの紛失、盗難などを理由とするSFの再提供及び保証の義務を負いません。
  7. 交換後のSFの取扱いについては、当社のICカード乗車券取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則の定めによるものとします。

## 第9条 ポイントの利用

- 利用者は第6条第2項で規定するJRキュー**ポ**の合算対象として予め登録したJRキュー**ポ**アプリの提供するサービスの利用により、当社が別途定める加盟店における商品、役務またはサービスの対価として代金の一部または全部を支払うことができます。

## 第10条 業務委託

利用者は、当社が指定する委託先(以下「委託先」といいます。)に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

(1)JRキューの加減算・利用に関する業務

(2)JRキューの情報処理・電算機処理に付随する業務

(3)その他、当社が指定したJRキューのサービスにかかる業務

2. 利用者は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更があることを、予め承諾するものとします。

3. 利用者は、委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、利用者に関する情報を当社が委託先に提供することを、予め承諾するものとします。

## 第11条 免責事項

JR九州Web会員の会員IDなどの漏洩・盗難、または保有するJQ CARDやSUGOCAのSFの盗難・紛失などにより、第三者がJRキューを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

2. 利用者が、オートチャージSUGOCAのSFの盗難・紛失などの際、ICカード乗車券取扱規則第32条及び第46条に定める紛失再発行の手続きを行わなかった場合、及び再発行登録を行い当社の使用停止措置が完了するまでの間に、当該SUGOCAのSFへのポイントチャージなどにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

3. 機器の障害や輸送障害または運営上の都合により、やむを得ず当社が指定するJRキュー付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネーが利用できないことによって、当該利用に対するJRキューの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。

4. その他、当社の責任に帰すことのできない事由から発生した損害については、当社は一切責任を負いません。

## 第12条 ポイントサービスの終了、中止、変更

利用者は、当社が、利用者がすでに取得したJRキューの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、JRキューのサービスを終了、中止または本規約を変更することができることを予め承諾するものとします。

2. 当社は、JRキューのサービスの終了、中止及び本規約を変更する場合は、その旨を当社ホームページにて告知しまたはその旨を利用者へ通知するものとし、当該告知、または通知にて指定する期日をもって、JRキューのサービスの終了、中止、または規則の変更がなされるものとします。

## 第13条 ポイントサービスの制限、停止、廃止

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常などの不可抗力の発生により、本規約に定めるJRキューのサービス提供を、予告なく一時的に制限、停止することがあります。

2. 当社が前項に基づき、JRキューのサービスについて一時的な制限または停止を行った場合に、利用者に何らかの損害または不利益が生じても、当社は一切の責任を負いません。

## 第14条 管轄裁判所

利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間で誠意をもって解決するものとします。

2. 利用者と当社との紛争については、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 15 条 規約の発効

本規約は、日本標準時間 2024 年 12 月 20 日から有効とします。

### JQ CARD利用者に関する附則

定義 この附則は、JQ CARD会員に対するJRキューの提供に関する事項を規定するものです。

### 第 1 条 ポイントサービスの変更

JQ CARD会員は、本規約第 6 条に定める当社サイトからのJRキューの照会・合算のためには、別途JR九州Web会員に登録する必要があります。

### 第 2 条 JQ CARDの利用に対して付与されたポイントの効力

以下に示す場合、利用者に付与されているポイントは失効します。

- (1) JQ CARD会員が、JQ CARDを退会した、または会員規約などで定められた会員資格を喪失した場合
- (2) JQ CARD会員が、本規約、会員規約など、または当社の規則などに違反した場合